令和６年第４回（12月）大磯町議会定例会

議　案　第　67　号　説　明　資　料

令和６年11月28日

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

資　料

改正概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
改正内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
新旧対照表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3～4

政　策　課

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

１　改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）により、健康保険証は原則廃止となり、マイナンバーカードに一体化されるため、令和６年12月２日以降は、健康保険証が新たに発行されなくなります。

このことにより、個人番号利用事務である医療費助成事務において、町民の窓口における申請負担の軽減及び職員の効率的かつ迅速な事務処理を図るため、庁内連携により医療保険給付関係情報を取得することを目的に所要の改正を行うものです。

２　改正内容

(1)　情報連携（庁内連携）の追加【条例別表第２（第４条関係）】

次の３事務について、「医療保険給付関係情報」を連携できる情報として規定します。

ア　障害者の医療費の助成に関する事務

イ　ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務

ウ　こどもの医療費の助成に関する事務

(2)　施行日

令和６年12月２日から施行します。

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　新旧対照表

改正案

第１条～第６条　省略

附　則

この条例は、令和６年12月２日から施行する。

別表第１　省略

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１　町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
２　町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
３　町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
４　町長	省略	省略

別表第３　省略

現行

第１条～第６条　省略

別表第１　省略

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１　町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
２　町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
３　町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
４　町長	省略	省略

別表第３　省略

参考資料

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正のポイントについて

１　マイナンバー制度の趣旨

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策、その他の行政分野において、効率的に情報を管理し、国民の利便性向上と行政の効率化を同時に推進するために導入されました。

例えば、マイナンバーを使った行政機関等との間での情報連携により、町民が行う各種行政手続において、必要な添付書類を省略することができます。

２　大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の必要性

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）には、マイナンバーを利用できる事務（以下「法定事務」という。）が規定されています。

一方、全国では地域の独自性に着目した、地方公共団体による独自の行政サービスが数多く展開されています。そのため、それらについても番号利用法の趣旨のもとで、マイナンバーを利用できるようにする必要があることから、番号利用法においては、地方公共団体の条例に規定することにより、それらの独自の行政サービスにおいてもマイナンバーを利用できる旨を規定しています。

そこで、大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）を制定することにより、町独自でマイナンバー情報を利用する事務（独自利用事務）を規定することや本町の同一機関内での情報の授受や同一機関内の他の機関との間での情報連携が可能となっています。

また、他の地方公共団体等との情報連携によりマイナンバー情報を取得し、利用することも可能となっています。

■　図１（法定事務と独自利用事務）

社会保障、税、災害対策等に関する事務

法定事務 【番号利用法に規定】	独自利用事務 【条例に規定】
・　国民健康保険に関する事務 ・　介護保険の認定に関する事務 ・　児童手当に関する事務 ・　地方税に関する事務　等	・　障害者の医療費の助成に関する事務 ・　ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 ・　こどもの医療費の助成に関する事務　等

３　条例改正の背景

本町では、それぞれの条例等に基づき医療費助成の申請の受理、審査、決定を行っていますが、 決定を行う際の情報として、医療保険各法による保険情報が必要です。

健康保険証がマイナンバーカードと一体化されることにより、窓口で従来の健康保険証を提示できない場合等の対応として、個人番号制度による情報連携の仕組みを用いた医療保険給付関係情報の取得と併せて、本町が保有する医療保険給付関係情報を庁内連携で閲覧できるようにすることで申請者からの添付書類の提出を省略し、申請者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正し、必要な事項を追加します。

■　図２（情報連携のイメージ）

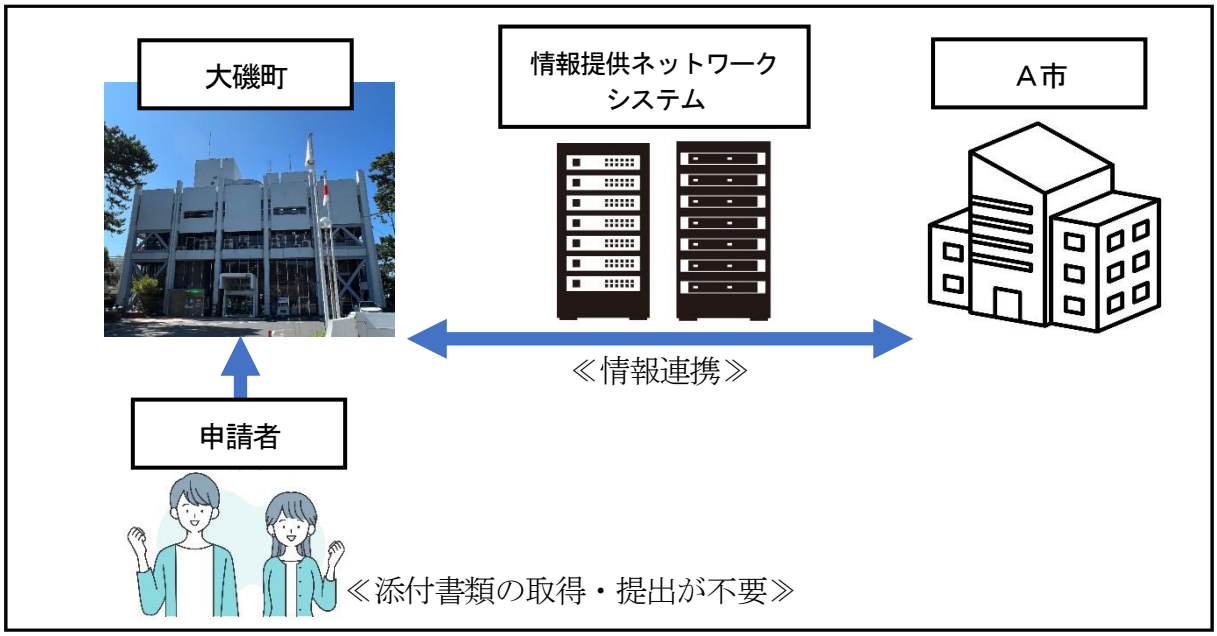
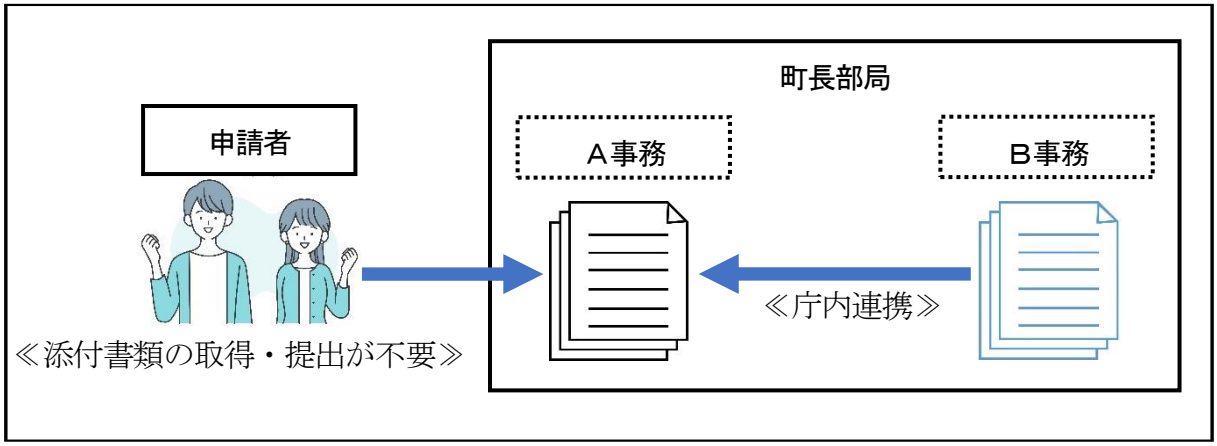
■　図３（庁内連携のイメージ）